

論証

1 代理権の範囲（訴訟物に限定されるか）

代理人の和解権限（55条2項2号）は、訴訟物に関する権利関係に限定されるのか、条文上明らかでなく問題となる。

訴訟上の和解は、当事者の合意による紛争解決方法であるから、訴訟代理人の権限は、紛争解決目的という観点から訴訟物に限定されない。

紛争解決目的といえるか否かは、紛争解決のために必要かつ有用であるか、紛争解決として予期・予測する範囲内かによって決する。

2 55条2項各号の権限の制限の可否（和解について）

55条3項は訴訟代理権の不可制限性を定めている。この規定との関係で、和解権限を制限することは許されないのではないか。

訴訟代理権を欠く行為は無権代理行為となり追認が得られない限り無効となる。となると、裁判所が逐一訴訟代理権の有無を調査しなければならない、円滑かつ迅速な訴訟手続の実現を害する。そこで、55条3項は訴訟代理権の不可制限性を定め、裁判所の調査を不要としたものと解される。

ここで、和解は、当事者の合意による紛争解決方法である。そうだとすれば、円滑かつ迅速な訴訟手続の実現という要請は後退しているものと考えることができる。和解権限に反した和解が当事者の意思を害することに鑑みれば、当事者の意思を重視した解釈を取るべきである。

以上に従えば、和解には55条3項の趣旨が及ばず、当事者が和解権限を制限することは可能であると解する。

【55条2項各号の権限の制限を否定する立場】

55条3項は訴訟代理権の不可制限性を定めている。この規定との関係で、和解権限を制限することは許されないのではないか。

この点、訴訟代理人の代理権限の内容的制約を許すと、裁判所はいちいち訴訟上の代理権限の有無を調べる必要が生じ、訴訟手続が煩雑になり、迅速・円滑な手続進行を害することになる。

そのため和解権限の制限をすることは許されない。